

融資の内容

[*純債＝貸付金額－貯蓄共済積立金]

	範囲内融資〔積立金の範囲内（90%枠）融資〕	付保融資〔積立金を超える融資（保証協会の保証付）〕
融資対象者	商工会の会員で商工貯蓄共済に加入し、最近6ヶ月以上の事業実績があり、かつ、最近6ヶ月以上遅滞なく共済掛金を払い込んでいる者。	商工会の会員で商工貯蓄共済に加入し、最近6ヶ月以上の事業実績があり、かつ、最近6ヶ月以上遅滞なく共済掛金を払い込んでいる者。 ただし、保証協会の利用ができる者。
資金の用途	事業資金（運転資金、設備資金）	
融資限度額	積立金額の90%以内（家族の積立金は合算することができる）で、万円単位（万円未満端数は切捨て）	(1) 基本融資額は共済積立金の4倍以内または加入1口あたり30万円以内とする。 ※家族分や同一法人の積立金は合算が可能。 (2) 共済加入後6ヶ月以上2年未満の者は、積立金の4倍以内、または、加入口数1口あたり20万円。 (※純債200万円以内とする。) (3) 融資幹旋額は20万円以上1,000万円以内とする。
融資利率	固定金利とし、年1.2%	固定金利とし、年1.6%
	ただし、金利については経済環境の変動に応じて見直す場合があります。	
保証料率	不要	熊本県信用保証協会が別に定める規定による。 ※本融資は担保（貯蓄積立金）の提供のある事業者とみなし、通常より0.1%の割引を適用。
融資期間	5年以内（うち、据置期間6ヶ月以内）※ただし、付保融資は1年以内の短期資金は取り扱わない。	
返済方法	原則として、元金均等分割返済とする。	
担保	商工貯蓄共済積立金返還請求権譲渡契約書を徴求する。	
連帯保証人	不要	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。
貸付形式	証書貸付	証書貸付

融資のご案内

中小企業者等の経営を円滑にし、事業活動の促進を図るため、熊本県に本店を有する金融機関を融資窓口として事業資金（運転・設備）の融資が受けられます。詳しいことは最寄の商工会にお尋ね下さい。

融資取扱機関 肥後銀行・熊本銀行・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・熊本信用金庫
天草信用金庫・熊本県信用組合

融資保証機関 熊本県信用保証協会

このパンフレットは「商工貯蓄共済」の概要を説明したものです。ご契約の際には、重要事項説明書及び普通共済約款をご一読ください。

● 加入の申込み・お問い合わせは



熊本県下の市町村商工会
熊本県商工会連合会

熊本市中央区安政町3番13号（熊本県商工会館7階）
TEL 096 (325) 5161
FAX 096 (325) 7640
ホームページ <http://www.kumashoko.or.jp>

● 保障委託機関



安心、信頼、ゆたかな未来へ。

熊本県火災共済協同組合

熊本市中央区安政町3番13号（熊本県商工会館5階）
TEL 096 (325) 3411
FAX 096 (354) 0861
ホームページ <http://www.kumamoto-kyousai.or.jp>

R4.4.00000

商工会の
正規共済事業として
国が認可をしています

商工貯蓄 共済制度

シニア向け
Sコース登場!
最長90歳まで保障!

ひとつの掛金で
3つの備え

貯蓄

保障

融資



商 工 会
熊本県商工会連合会

商工貯蓄共済の3つの特徴

貯蓄

確実な自己資金の充実で、健全経営に役立ちます。

商工貯蓄共済の掛金のうち、その貯蓄部分が定期預金等の扱いで積立金となります。毎月の口座振替により、知らず知らずのうちに自己資金が強化され、健全経営への道がひらかれます。なお、お預かりしている貯蓄積立金は「熊本県商工会連合会特定預金等の運用に関する委員会」で検討され安全な管理運用がされています。

保障

安心した保障が得られ、生活の安定に役立ちます。

安い共済料で安心した保障が得られ、生活の安定につながります。また、コースによって病気による死亡、または傷害による死亡や高度障害、入通院に対応し、1日24時間をフルサポートします。そして、万一の場合、共済金とそれまでの積立金は別途に返却されます。年齢による共済料のアップはありません。

融資

低利で有利な借入れをあっせんします。

商工貯蓄共済に加入されると、事業に必要な運転資金、設備資金等の融資あっせんを受けることができます（裏面の融資の内容を参照して下さい）。融資は付保融資（積立金を超える融資＝保証協会付）と範囲内融資（積立金の90%以内）の二つに分かれています。詳細は商工会の経営指導員へお尋ね下さい。

貯蓄について

毎月の掛金より、年払の共済料と経費を差し引いた残りが貯蓄積立金となり、2年目から契約月ごとに、定期預金等で管理運用されます。

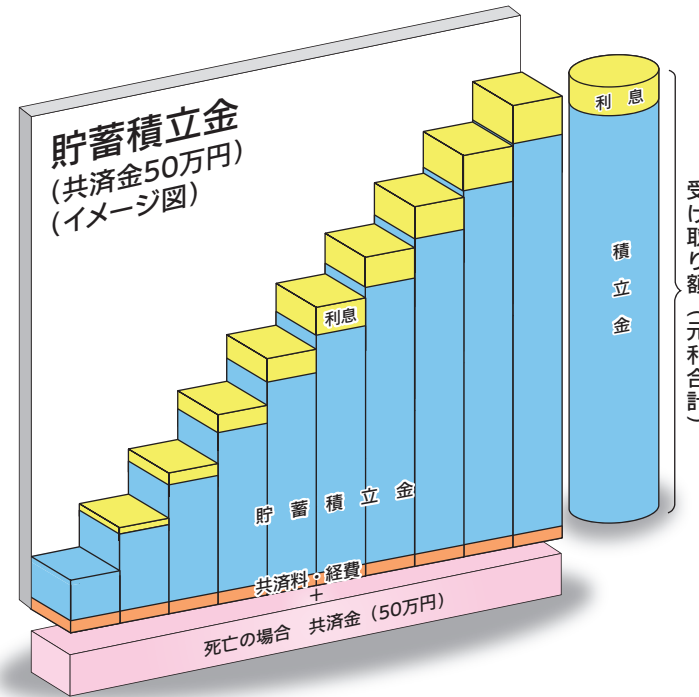
利息は、複利で計算されて積立金へ充当され、満期時にお受け取りになります。

$$\text{掛金} - \text{共済料(保障)及び手数料} = \text{貯蓄積立金}$$

積立金の払戻

満期／満期時には、5年または10年のコースによって貯蓄積立金（元利合計）をお支払します。

中途解約／中途解約はいつでもできます。その際にはそれまでの貯蓄積立金と利息・未経過共済料をお支払します。



制度の内容

コース	A	AS	B	BS		
加入年齢	6歳～60歳未満	60歳～65歳未満	6歳～70歳未満	70歳～75歳未満		
契約期間	10年	5年	10年	5年		
1口の月掛金	2,500円		2,000円			
加入限度口数	6口		6口			
1口の年間共済料	4,800円		1,800円			
経費内訳（年間）	1口＝1,000円	2口＝1,900円	3口＝2,700円	4口＝3,400円	5口＝4,000円	6口＝4,500円

コース	D	E	T	S		
加入年齢	6歳～60歳未満	6歳～60歳未満	6歳～65歳未満	75歳～85歳未満		
契約期間	10年	10年	5年	5年		
1口の月掛金	2,500円	5,000円		2,000円		
加入限度口数	6口	6口		4口		
1口の年間共済料	3,840円	4,680円		3,000円		
経費内訳（年間）	1口＝1,000円	2口＝1,900円	3口＝2,700円	4口＝3,400円	5口＝4,000円	6口＝4,500円

掛金振替日	毎月22日	肥後銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行
	毎月24日	熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合

保障内容

保障内容	コース	A・AS (生命傷害)	B・BS (傷害)	D (新特約)	E・T (生命傷害)	S(傷害)	
						75歳以上80歳未満	80歳以上90歳未満
生命死亡共済金		50万円(1口)～300万円(6口)	—	50万円(1口)～300万円(6口)	50万円(1口)～300万円(6口)	—	
生命高度障害共済金		50万円(1口)～300万円(6口)	—	50万円(1口)～300万円(6口)	50万円(1口)～300万円(6口)	—	
傷害死亡共済金		100万円(1口)～600万円(6口)	50万円(1口)～300万円(6口)	100万円(1口)～600万円(6口)	100万円(1口)～600万円(6口)	50万円(1口)～200万円(4口)	50万円(1口)～200万円(4口)
傷害高度障害共済金		100万円(1口)～600万円(6口)	50万円(1口)～300万円(6口)	100万円(1口)～600万円(6口)	100万円(1口)～600万円(6口)	50万円(1口)～200万円(4口)	50万円(1口)～200万円(4口)
交通傷害・災害死亡・高度障害共済金		150万円(1口)～900万円(6口)	100万円(1口)～600万円(6口)	100万円(1口)～600万円(6口)	150万円(1口)～900万円(6口)	100万円(1口)～400万円(4口)	100万円(1口)～200万円(4口)
傷害後遺障害共済金		2万円(1口)～300万円(6口)	2万円(1口)～300万円(6口)	2万円(1口)～300万円(6口)	2万円(1口)～300万円(6口)	2万円(1口)～200万円(4口)	2万円(1口)～200万円(4口)
交通傷害・災害後遺障害共済金		4万円(1口)～600万円(6口)	4万円(1口)～600万円(6口)	2万円(1口)～300万円(6口)	4万円(1口)～600万円(6口)	4万円(1口)～400万円(4口)	2万円(1口)～200万円(4口)
傷害入院共済金		1日につき750円(1口)～4,500円(6口)	1日につき600円(1口)～3,600円(6口)	1日につき750円(1口)～4,500円(6口)	1日につき600円(1口)～3,600円(6口)	1日につき600円(1口)～2,400円(4口)	—
傷害入院共済金 事故日から365日限度(※) 1日目よりお支払いします		1日につき750円(1口)～4,500円(6口)	1日につき600円(1口)～3,600円(6口)	1日につき750円(1口)～4,500円(6口)	1日につき600円(1口)～3,600円(6口)	1日につき600円(1口)～2,400円(4口)	—
傷害通院共済金		1日につき300円(1口)～1,800円(6口)	1日につき300円(1口)～1,800円(6口)	—	1日につき300円(1口)～1,800円(6口)	1日につき300円(1口)～1,200円(4口)	—
傷害通院共済金 事故日から365日限度(※) 1日目よりお支払いします		1日につき300円(1口)～1,800円(6口)	1日につき300円(1口)～1,800円(6口)	—	1日につき300円(1口)～1,800円(6口)	1日につき300円(1口)～1,200円(4口)	—
傷害手術共済金		傷害入院共済金日額の5倍(外来時)もしくは10倍(入院時)					—

◎コロナウイルス等感染症により死亡した場合（生命死亡）共済金をお支払いします。

共済金をお支払いしない主な場合	
生命死亡共済金 生命高度障害共済金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共済責任開始後1年未満の自殺行為 ■ 故意または重大な過失 ■ 闘争行為または犯罪行為 ■ 刑の執行 ■ 戦争、外国の武力行使または暴動等 ■ 加入日現在医師の治療を受けていたことが判明した場合 ■ 加入後1年以内に次の疾病（病気）を直接の原因として死亡・高度障害となった場合は共済金をお支払いできない場合があります。悪性新生物（ガン、肉腫）、心臓病、血液病、結核、胃または胃潰瘍、肝臓病、高血圧、糖尿病、腎臓病等 ■ その他生命傷害共済普通共済約款および特約条項によります。
傷害死亡共済金 傷害高度障害共済金 交通傷害・災害死亡・高度障害共済金 傷害後遺障害共済金 交通傷害・災害後遺障害共済金 傷害入院共済金 傷害通院共済金 傷害手術共済金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 故意または重大な過失 ■ 闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■ 脳疾患、疾病または心神喪失 ■ 妊娠、出産、早産または流産 ■ 外科的手術その他の医療処置 ■ 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ■ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合は除きます。）、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など ■ その他生命傷害共済普通共済約款および特約条項によります。

加入資格および条件

加入できる方（加入者）

商工会の会員（法人会員の役員も含みます）およびその家族、従業員並びに商工会・連合会の役職員およびその家族

保障の対象となる方（被共済者）

加入者が指定した共済開始日（申込日の翌月1日）における年齢が6歳から84歳までの健康な方 ※告知が必要です。

共済期間および共済責任の始期

- 共済期間は申込日の翌月1日の午前0時から開始します。ただし、共済責任の始期は申込日の翌日の午前0時からとなります。
- 共済期間は5年間または10年間となります。
- Sコースは被共済者の年齢が80歳における共済期間開始日に到達した時に80歳以上の保障内容に変更されます。

掛金の経理処理

- 法人企業が掛金を支払う場合
掛金（従業員分）のうち、共済料と経費充当額は会社が受取人（共済金）の場合、会社の福利厚生費として損金算入できます。
- 個人事業主が掛金を支払う場合
掛金（従業員分）のうち、共済料と経費充当額は事業主が受取人（共済金）の場合、福利厚生費としてこれらの相当額を必要経費に計上できます。

加入方法（加入限度）

- コースを重複して加入する場合は、A・A・S・D・E・Tは合計して被共済者1人あたり6口まで加入できます。
- B・BSコースは他のコースとは別に6口加入することができます（併せて被共済者1人あたり12口加入可能です）。
- Sコースを含む場合は、最大4口まで加入できます。

契約の失効

- 初回口座振替（2ヶ月分）および2回目口座振替が不能となった場合、共済契約は失効となります。
- 口座振替が3ヶ月連続して不能となったとき、加入者に解約を依頼する場合があります。

共済金の請求

共済金の請求手続きについては、商工会またはくまもと共済にお尋ねください。